

保育総合研究会広報誌 NO. 72

発行所： 保育総合研究会事務局 H30.3.30

茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼こども園内
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831

発行人： 会長 梶 沢 幸 苗



平成30年1月25日(木)午後1時から、26日11時30分まで平成29年度年次大会がアルカディア市ヶ谷私学会館で行われた。

[1日目]

・開会 13:00～ 会長挨拶

・環太平洋幼児教育学会報告 13:10～

〈テーマ〉 2017年度ペセラ報告

〈報告〉 もくれん保育園 田中 啓昭

〈概要〉

多くの研究が示しているように、保育者と保護者のより良い連携の構築は、子どもに良い影響を与えるだけでなく、幼児教育・保育の内容の向上にも役立っている。

ドキュメンテーションは日本の幼児教育・保育環境でも保護者が子どもが遊びの中から何を学んでいるかのルーツの一つとして普及している。しかし、発信したドキュメンテーションを介して保護者からの感想や質問の収集を試みているが、

日本の幼児教育・保育環境で使われている多くのドキュメンテーションは保育者から保護者と保育者の子育ての有効な媒体としてどのような効果を発揮するかを分析したものである。



・情勢報告 13:40～

〈テーマ〉 「子ども・子育て支援制度の動向」

〈報告者〉 当会副会長 坂崎 隆浩

・幼児教育の無償化について

平成29年12月8日「新しい経済政策パッケージ」をとりまとめ、閣議決定した少子高齢社会を乗り越える為「人づくり革命」と「生産性革命」を2020年に向けて取り組んでいく姿勢を打ち出した。そのトップに挙げられたのが「幼児教育の無償化」である。

・処遇改善について

処遇改善Ⅰ・処遇改善Ⅱの予算額は1,100億円、その9割は教育・保育現場で反映されるとしているが、1割は支給しない現状があるようである。

講演 I

14:10～

〈テーマ〉

「改訂要領から考える今後の幼児教育の方向性Ⅱ」

〈講師〉

文部科学省初等中等教育局 視学官併任

幼児教育課 教育調査官 湯川 秀樹氏



幼稚園教育要領の改訂について

—主な改訂内容—

1. 幼稚園において育みたい資質・能力について

(ア)知識及び技術の基礎(イ)思考力・判断力・表現力等の基礎(ウ)学びに向かう力・人間性等の3つの基礎を育てていく。これはH20年から発達を踏まえ実践より一体的に育まれてきた心情・意欲・態度と同様である。

2. 小学校教育との円滑な接続について

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を小学校の教師と共有するために10の姿として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」としている。。10の姿は改めたものではなくもとの5領域の実践からである。

3. 教育課程の役割と編成等について

①幼稚園生活は道徳教育や〇〇教育と言った教育はない。なぜなら幼児期の発達の特性は、自我の芽生え、他者の存在を意識し、自己抑制しようとする気持ちが生まれてくるため道徳性の部分は人間関係に含まれるからである。

②幼稚園と保育所の違いは学級の有無である。また、3年間の保育でなければ達成されないこ

とはなく3年保育を推奨していることでもない。ただ法律に満3歳の受け入れができる」と記載が

あるだけである。

4. 小学校との接続(改訂で最も重視)について

①接続とは幼稚園教育と小学校教育がつながることであり連携とは組織と組織がつながることである。

②小学校は、公立が大半のため私立園とのつながりは工夫が必要である。

5. 小学校学習指導要領について

総則に、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫とある。そのため、小学校の教師は幼児の発達を分かなければならないことになる。

学習指導要領の順番は幼児教育から小学校教育であり、スタートカリキュラム有きではない。



6. 全体的な計画の作成について

幼稚園の教育活動は教育課程の作成をおこなう。

7. 指導計画の作成について

①新しく記載された言語に関する能力の発達と思考力等の発達に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、言語と環境の2つの領域が分けられないため言語活動の充実を図る。

②カリキュラムマネジメントを行うことが重要である。つまり幼児理解から計画し評価することをぐるぐる回して質の向上を図っていく。

③遊びは学習である。学びになっているかどうかの視点を持って観ていき遊びそのものの指導の改善をしていく。また全ての先生の行為は指導そのものであるため先生に返る評価の視点にする。

④幼稚園生活はあそびと生活(基本的生活習慣)である。

⑤幼児は直接的体験を重視しているため、視聴覚、TV、PCなどの情報機器を補完レベルに留める。

8. 特別な配慮を必要とする幼児への指導について

配慮は支援の必要な園児と周りの園児と両方必要である。さらに、海外から帰国した幼児が園生活への適応のための配慮も必要である。

9. ねらい及び内容について

①ねらいの趣旨に基づき逸脱しないように内容を変更してもよい。

②時代の背景からも安全の項目が総則に入った。主体性・自主性・自発を重んじられる園生活であるが命に係わる項目であるため表現が違う。

③5歳児になると、「〇〇を楽しむ」でなくその先があることを考慮する。

④国歌や国際感覚は強制ではない。

⑤その際と書かれている場合そのような見方もあるかと解釈する。

⑥子育ての支援は、親を対象とするため要領にはかけない。

[2日目]

講演Ⅱ



9:30～

〈テーマ〉

「子ども・子育て支援制度の見直しと幼児教育無償化の課題」
～保育分野の2020年問題を考える～

〈講師〉

保育システム研究所代表 游育主宰 吉田 正幸氏

・「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援
基本理念

○すべての子ども・子育て家庭への支援

福祉は貧困対策から福祉の利用選択へと変わり、新制度スタートとなった。認定1号、2号、3号の他に、0号認定(保育を必要としない3歳未満児)の対応が課題である。

親の就労の有無、子どもの障害の有無や程度、世帯状況、家庭の所得の多寡、居住地域などの違い等に関わらず支援が求められる。

○すべての子どもの最善の利益の保障

質の高い教育・保育の提供、家庭の養育力・教育力の向上支援とする施設は質の高い集団へ。これらを保障するためには、子どもに対しては「例外のない保育保障、すなわち質、量とも十分な教育・保育の提供、保護者に対しては切れ目のない支援が必要である。

・子ども子育て支援新制度の概要

※市町村が主体

・認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など

・地域の実情に応じた子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

※園が主体

・仕事と子育ての両立支援

企業主導型保育事業の設置が可能

・子育て安心プラン

待機児童を解消として、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保するとしている。園の取り組みに期待

